

クーリング・オフ制度

訪問販売におけるクーリング・オフの期間は、書面を交わした日から起算して8日以内です。

普段わたしたちは、物を買ったり借りたりサービスを受けたりする「契約」をしています。物を買う場合は「買います」という申し込みと、販売会社の「売ります」という承諾が一致すれば契約は成立します。いったん成立した契約は守らなくてはなりません。これが契約の原則です。

ただし、契約の原則の例外です。から、すべての契約に使えるわけではありません。例えば、普通のお店で商品を買ったときなどはクーリング・オフはできません。

しかし、不意打ちで勧誘され、判断する時間もなく契約した場合は、消費者を保護しなければ不公平なときがあります。そのため「消費者が頭を冷やして判断する」期間です。

期間内に解約手続きをすれば合法的に解約ができる制度を、クーリング・オフと言います。クーリング・オフは消費者が困ったときの切り札と言えます。



「内容証明郵便など」

防災安全課
内線272

男女共同参画⑨

ダイバーシティについて

シリーズ

『男と女』

先日参加した研修で「ダイバーシティ」という言葉を初めて耳にしました。

「多様性」とか「相違点」と訳され、「ダイバーシティ・マネジメント」として企業が、経営や人事の戦略として取り入れることが多いようです。

社会には、人種、民族、性別、年齢、障がいの有無、価値観、宗教、生き方、考え方、性格、態度など、いろいろな人がいます。

「出るくいは打たれる」ということわざにもあるように、従来、日本の社会では「個性が強いもの」や「従来と異なるもの」を排除し、全員を同じにする画一的な統一の方法を重んじる傾向がありました。

しかし、一人一人を見た場合に、画一的なことが本当に皆の幸せにつながっているのでしょうか。多数決のような形で誰かが我慢を強いられ、仕方なく従っていたりしたら、それは健全な社会といえるのでしょうか。

また一方で、社会全体を見た場合にも、国際化が進み、さまざまな情報があふれ、多様な人々が身近に生活するように、社会全体が変化している中で、従来の画一的な統一の方法では対応しきれなくなっているのではないのでしょうか。

そこで、「ダイバーシティ」です。画一的ではなく、多様な個性を持った人々が、適材適所で、各自の能力をフルに発揮できる社会を形成していくことにより、個人の能力が最大限に生かされる。そして、それが社会全体の能力を高めることになっていくとしたら、それでも出るくいを打ちますか？

個性が大切にされ人権が尊重される、そんな健全な社会は男女共同参画社会の基本的な考えと一緒にあります。企業もそんな社会を望んでいるのだね。